

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◇いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的・組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクール相談員とし、必要に応じて関係職員等も参加する。

◇本校の「基本方針」の取組が計画通りに実行されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。また、この「基本方針」の定期的検証を行う。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・職員会で「方針」、前年度のいじめの実態と対応等の確認 ・心のアンケート（記名式）の実施	「方針」の確認
5月	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・「学校いじめ防止基本方針（以下「方針」）説明 ・Web ページ等による「方針」等の発信 ・アセスの実施	
6月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・生徒向けネットいじめ研修の実施	
7月	・学校評価関係者委員会 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・心の整理アンケートの実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（夏休み前の取組の評価をもとに、取組の見直し等の確認）	
9月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・アセスの実施	
10月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
11月	・人権問題（いじめ、障がいなど）について考える学級活動・道徳の実施 ・心の整理アンケートの実施	
12月	・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・心の整理アンケートの実施	第2回県いじめ調査
1月	・「人権集会」（生徒会のいじめ防止対策の発表、人権宣言の確認） ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケート（記名・無記名選択式）の実施	
2月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・稲羽中校区学校運営協議会 ・心の整理アンケートの実施	
3月	・生徒会活動の取組の成果と課題の発表 ・次年度に向けた方向の検討	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる)